

**FAX送信用**

令和 2 年 11 月 9 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

## 業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況の令和2年10月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ

([http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/saigai.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html)) においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第3方面

電話：0144-88-8900

## 令和2年 業種別労働災害発生状況

(令和2年10月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
全産業合計			(9) 428	(9) 428	95	1	(29) 355	(29) 356	88	72	20.2	100.0
除く鉱業計			(9) 428	(9) 428	95	1	(29) 355	(29) 356	88	72	20.2	100.0
製造業			78	78	15	1	(10) 91	(10) 92	23	-14	-15.2	18.2
内 訳	食料品		21	21	5		(9) 36	(9) 36	10	-15	-41.7	4.9
	木材木製品		14	14	2		6	6		8	133.3	3.3
	紙・パルプ		3	3		1	(1) 2	(1) 3				0.7
	窯業・土石		6	6	1		9	9	3	-3	-33.3	1.4
	金属・機器		11	11	3		11	11	2			2.6
	輸送用機械		6	6			6	6	3			1.4
	その他		17	17	4		21	21	5	-4	-19.0	4.0
鉱業												
土石採取			2	2	1		1	1		1	100.0	0.5
建設業			(2) 42	(2) 42	6		(4) 37	(4) 37	6	5	13.5	9.8
内 訳	土木工事業		11	11	2		(2) 12	(2) 12	4	-1	-8.3	2.6
	建築工事業		(2) 17	(2) 17	2		(1) 16	(1) 16	1	1	6.3	4.0
	木造建築業		5	5	2		5	5				1.2
	その他の 工事業		9	9			(1) 4	(1) 4	1	5	125.0	2.1
道路貨物運送業			54	54	6		(6) 57	(6) 57	4	-3	-5.3	12.6
その他の運輸業			(1) 13	(1) 13	5		(1) 14	(1) 14	6	-1	-7.1	3.0
陸上貨物取扱業			4	4			1	1		3	300.0	0.9
港湾荷役業			5	5	1		7	7	2	-2	-28.6	1.2
林業			6	6			1	1	1	5	500.0	1.4
漁業			1	1			1	1	1			0.2
卸売・小売業			(2) 44	(2) 44	19		34	34	16	10	29.4	10.3
清掃業			19	19	5		11	11	2	8	72.7	4.4
ゴルフ場			8	8	3		(1) 6	(1) 6		2	33.3	1.9
その他の事業			(4) 152	(4) 152	34		(7) 94	(7) 94	27	58	61.7	35.5

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。  
本統計は、速報値であり、修正することがあります。

( ) 内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

## 令和2年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和2年10月末現在）

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合		
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率			
農 業			6	6	2		9	9	3	-3	-33.3	1.4		
畜 産 業			36	36	2		31	31	5	5	16.1	8.4		
理 美 容 業														
その他の商業			5	5	2	(2)	4	(2)	4	1	25.0	1.2		
金融・広告業			1	1	1	(1)	1	(1)	1			0.2		
映画・演劇業														
通 信 業		(3)	10	(3)	10	3	(2)	5	(2)	5	100.0	2.3		
教育・研究業							1	1		-1	-100.0			
保健・衛生業		(1)	72	(1)	72	15	(2)	25	(2)	25	10	47	188.0	16.8
飲 食 店			9	9	1		9	9	3			2.1		
その他接客娯楽業 (除くゴルフ場)			3	3	3		7	7	3	-4	-57.1	0.7		
その他の事業			10	10	5		2	2		8	400.0	2.3		
合 計		(4)	152	(4)	152	34	(7)	94	(7)	94	27	58	61.7	35.5

## 令和2年 死亡災害発生状況

(令和2年10月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生日月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
<b>死亡労働災害は発生していません</b>							

## 過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
死亡件数	9 (3)	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	58 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

## 1 労働災害発生状況について

令和2年10月末現在の全産業における休業4日以上の労働災害は428件で、死亡災害の発生はないものの、負傷災害については前年同期と比べ72件(20.2%)もの大幅な増加となっています。

前年同期に比べ1割以上増加した業種は、木材木製品製造業が8件(133.3%)増、土石採取業が1件(100.0%)増、その他工事業が5件(125.0%)増、陸上貨物取扱業が3件(300.0%)増、林業が5件(500.0%)増、卸売・小売業が10件(29.4%)増、清掃業が8件(72.7%)増、ゴルフ場が2件(33.3%)増、畜産業が5件(16.1%)増、その他の商業が1件(25.0%)増、通信業が5件(100.0%)増、保健・衛生業が47件(188.0%)増、その他の事業が8件(400.0%)増となっています。

事故の型別は多い順に、転倒災害が95件(22.2%)、墜落・転落が89件(20.8%)、動作の反動・無理な動作が58件(13.6%)、はさまれ・巻き込まれが52件(12.2%)、その他が39件(9.1%)となっています。

## 2 転倒による労働災害の防止について

当管内で最も多い労働災害は、転倒災害です。

特に冬期間における発生が多く、前年度では139件中、12月度～翌3月度に67件(48.2%)と、年間で発生した転倒災害の約半数となっています。

11月に入り曇りの天気予報も聞こえてくる状況で、日の入りも日々早くなっています。気温の低下がもたらす身体活動能力の低下や、暗い中での業務、凍結面や足元が見えにくい状態での歩行などは転倒のリスクが高まります。

転倒に限らず、作業前にあらかじめリスクアセスメント(危険性の見積もり)を行い、十分なリスク低減措置を講じてから行うようお願いいたします。

## 3 新型コロナウイルス感染症について

① 労働安全衛生法等に基づく健康診断については、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施してください。

② 令和2年6月末までの間に、健康診断の実施時期を延期したのものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までに実施することとなっております。

健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までに実施できていない場合には、可能な限り早期に実施計画を立て、それに基づき実施してください。

③ 安全委員会等については、法令に基づき毎月1回以上開催する必要があります。

いわゆる“三つの密”を避け、議題にも新型コロナウイルス感染拡大防止を含めるなど、積極的な調査審議をお願いいたします。

上記通達の内容については厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内の「企業(労務)の方向けQ&A」内に掲載されています。

## 4 石綿障害予防規則等の一部改正について

発がん性など高い有害性を有する石綿(アスベスト)については、従来より粉じん飛散防止や取扱い作業者のばく露防止の措置について石綿障害予防規則が定められているところです。しかしながら、この規則で義務付けられている作業開始前の石綿の使用の有無の調査や、労働基準監督署への調査の届け出が適切になされていない事例があることから、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶等の解体工事及び改修工事における石綿へのばく露による健康障害を防止するため、石綿規則等を改正するとともに、改正後の石綿規則に基づく告示が制定されました。

これにより、解体・改修工事対象となる全ての部材について石綿が含まれているかの事前確認が必要になるほか、石綿が含まれている場合は、除去等工事の計画届を労基署に届け出ることが義務づけられます。

詳細については厚生労働省ホームページ内でも紹介しております「建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます」パンフレット等を御覧ください。